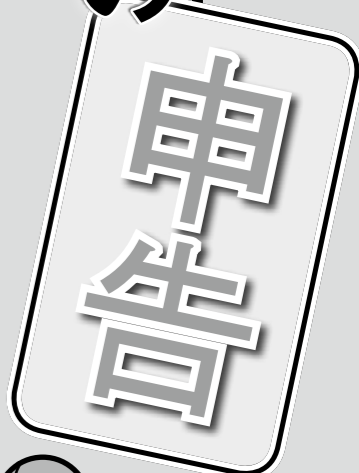




お忘れなく！

# 市・県民税の



市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告相談の受付期間は、2月17日(月)から3月17日(月)までの間で、地域ごとに11ページから13ページの日程表のとおり実施します。申告が必要な人は、期間内に忘れずに申告してください。

税務課市民税係 ☎0824・73・1146

## ●申告相談受付期間●

2月17日(月)

3月17日(月)

### 《申告が必要な人》

次の内容に該当する人は、市・県民税の申告が必要です。

- 平成26年1月1日現在、庄原市に住所のある人で、平成25年中(1月1日～12月31日)の所得の合計額が基準額(28万円)を超える人
- 給与収入(賃金・パートを含む)の場合、年末調整をしていない収入が93万円を超える人
- 年金収入の場合、148万円(65歳未満の人は98万円)を超える人
- サラリーマン(給与所得者)で、給与以外の所得がある人
- 年金所得者で、公的年金等以外の所得がある人

### 《確定申告が必要な人》

得がある人  
※所得証明などが必要な人は、基準額以下でも申告が必要です。

- 次の内容に該当する人は、所得税の確定申告が必要です。
- 事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある人で、平成25年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
  - サラリーマンで、①給与の収入が2千万円を超える人
  - ②給与所得以外の所得が20万円を超える人
  - ③給与を2カ所以上からもらっている人

### 《申告に必要なもの》

- 場合は、従たる給与の収入と給与所得以外の所得の合計が20万円を超える人  
④年の中途に退職して、年末調整を受けていない人
- 印鑑
  - 農業や営業などの事業所得、不動産所得のある人は、「収支内訳書」または「月別集計表」など、収入や必要経費を整理したもの
  - 給与・年金の源泉徴収票や支払証明書
  - 生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除などを受ける人は、支払証

明書

- 国民年金の控除を受ける人は、保険料控除証明書
- 医療費控除や雑損控除を受ける人は、領収証や明細書(保険などの補てんがある場合は、その明細書など)
- 新規に障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳などの障害を証明するもの
- 肉用牛の免税を受ける場合は、肉用牛売却証明書
- 住宅借入金特別控除(2年目以降)を受ける人は、住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書など
- 所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望する方は、口座番号・通帳登録印

お気をつけください！

- ◇源泉徴収票や各種証明書は、必ず原本を持参してください。
- ◇申告用紙などの送付の有無に関係なく、前述の申告が必要な人は必ず申告してください。
- ◇市の相談会場にいられた場合でも、税務署へ相談をお願いすることがあります。
- ◇申告は郵送(3月17日消印有効)でもできます。
- ※郵送による申告を希望する場合は、市役所または最寄りの自治振興センター、庄原農協各支店に申告書などを用意しています。

庄原地域		場所 / 市役所3階防災対策室 ☎0824-73-1146	
月日	午前(受付 8時30分～11時30分)	午後(受付 13時～16時30分)	
2/17(月)	春田町 峰田町のうち 津谷、仲蔵	峰田町のうち 峰、発展、赤川	
18(火)	本村町のうち 上本 峰田町のうち 雪霜、片山、元実、大谷	本村町のうち 下本 上谷町	
19(水)	本村町のうち 中本	川北町のうち 市場、茶屋、富田	
20(木)	川北町のうち 大津恵、合の峠、田の平、盤の谷、秋国	川北町のうち 天満、下重行、上重行	
21(金)	川北町のうち 八幡 門田町	川北町のうち 須川 濁川町	
24(月)	実留町のうち 3区、4区	実留町のうち 1区、2区 一木町	
25(火)	高町のうち 上組、市場	高町のうち 高取、上組上、三協、夜燈	
26(水)	高町のうち 貝六 小用町	川西町	
27(木)	殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町	
28(金)	木戸町	高茂町 水越町	
3/3(月)	山内町のうち 行里、日向	山内町のうち 隠地、山王、七塚開拓 西本町一丁目	
4(火)	戸郷町 中本町一丁目	市町 田原町	
5(水)	宮内町	板橋町	
6(木)	新庄町 西本町四丁目	是松町 高門町	
7(金)	上原町のうち 南	上原町のうち 1区 掛田町	
10(月)	七塚町のうち 東 西本町三丁目	七塚町のうち 西 本町	
11(火)	川手町のうち 上組、中組	川手町のうち 沖組、下組 永末町	
12(水)	中本町二丁目 東本町一丁目	三日市町(上原町のうち北後迫を含む) 東本町四丁目	
13(木)	大久保町 東本町二丁目	西本町二丁目 東本町三丁目	
14(金)	事務整理日(申告書の再提出・補完など)		
17(月)	事務整理日(申告書の再提出・補完など)		



e-Tax でデータ送信！  
または 書面で提出！

便利な 申告書の作成は 国税庁のホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

詳しくは 国税庁 で 検索

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)  
問い合わせ 庄原税務署 電話 0824-72-1001 (代表) 音声ガイダンスに従い「2」を押してください

問い合わせ  
税務課市民税係  
☎0824・73・1146  
各支所市民生活室市民生活係  
または庄原税務署  
☎0824・72・1001

- ① 医療費控除のある人は、領収書などを個人別、医療機関別、日付順に分けて集計し、当日持参してください。
- ② 農業所得の申告をする人で、「収支内訳書」または「月別集計表」を作成していない人、医療費控除を受ける人で集計していない人は、会場でご自分で集計していただきますので、時間がかかる場合があります。
- ③ 土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除（1年目）のある方は、直接庄原税務署へご相談ください。
- ④ 簡易申告日は、原則、年金所得のみの人と給与の還付申告などの簡易な申告をする人の相談日です。
- ⑤ 事務整理日は、原則、申告書を再提出・補完などをする人を対象とします。
- ⑥ 各地区の割当日に申告してください。
- ⑦ 申告者が集中した場合は、会場ですばらくお待ちいただくことがあります。
- ⑧ 税務署から申告書などが送付されている場合は、忘れずにご持参ください。
- ⑨ 各地域とも受付時間をご確認のうえ、必ず受付時間内にお越しください。

《「協力ください」》

総領地域		比和地域		高野地域	
場所	総領支所2階会議室 ☎0824-88-3064	比和自治振興センター2階 ☎0824-85-3001	高野支所2階 ☎0824-86-2115	場所	口和自治振興センター ☎0824-87-2213
月日	受付 9:00~11:30 13:00~16:00	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	月日	受付 9:00~11:30・13:00~16:00
2/17(月)	全域	簡易申告日 (年金、給与の所得税還付申告など)	新市のうち 新町、札場、上本町	2/17(月)	田口、熊谷、紙谷
18(火)		小和田北	新市のうち 祇園町、西町	18(火)	桑垣内、中組、大草黒谷
19(水)		福田上	新市のうち 下本町、市原、東半戸、殿垣内	19(水)	宮内市場、木原後庵
20(木)		福田下	新市のうち 別所、上市、和手川、川角、土手	20(木)	向住
21(金)		元常	和南原のうち 水谷、寸為、貝崎	21(金)	日南、吉木
24(月)	黒目 亀谷のうち 五郎丸を除く 五箇のうち 矢谷	比和谷	和南原のうち 深石、隣組、和南原開拓	24(月)	皆原、岡組、上組
25(火)		比和上、比和中、比和下	和南原のうち 篠原、三沢、奥三沢	25(火)	大佐古、原畑、大月市場
26(水)	亀谷のうち 五郎丸 五箇のうち 矢谷を除く 上領家 中領家	布見	南全域 上湯川のうち 俵原、餅ノ実	26(水)	禎原、麻志、落合、真金原
27(木)		永原	上湯川のうち 郷原、上湯川中	27(木)	竹地本谷、芦原
28(金)	下領家、上市	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	上湯川のうち 笹谷	28(金)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)
3/3(月)		山王	下湯川のうち 土居	3/3(月)	伊与谷、岩根、川東、藤根
4(火)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	石ヶ原	下湯川のうち 尻無、下湯川中、下湯川下	4(火)	永石、永沢、一日市
5(水)	稲草西、木屋	越原	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	5(水)	池津、矢淵、湯木市場
6(木)		古頃上、中先途	上里原のうち 上里原上、上里原下	6(木)	宮沖、永田市場、大塩
7(金)	全域	古頃下、甲之邑	上里原のうち 木地山 中門田全域	7(金)	中郷、福祉村、深屋
10(月)		木屋原上、木屋原中	下門田 全域	10(月)	宮下、宮下ハイツ、大久保
11(火)		木屋原下、紋り	岡大内のうち 岡、大内 奥門田のうち 奥門田上	11(火)	元恒、出雲石
12(水)		小和田南	岡大内のうち 半戸、大野 奥門田のうち 金尾	12(水)	石谷、下金田
13(木)		小和田東	奥門田のうち 湯ノ谷、西川、奥門田中、奥門田下	13(木)	金田本谷、塩谷
14(金)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	高暮全域	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	14(金)	常定全域
17(月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	17(月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)

口和地域		東城地域		西城地域	
場所	口和自治振興センター ☎0824-87-2213	東城支所3階大会議室 ☎08477-2-5121	西城支所2階大会議室 ☎0824-82-2124	場所	西城支所2階大会議室 ☎0824-82-2124
月日	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	受付 8:30~11:00・13:00~16:30	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	月日	受付 9:00~11:30・13:00~16:00
2/17(月)	全域	新免、三坂	入江、油木	2/17(月)	田口、熊谷、紙谷
18(火)		戸宇	大屋、高尾	18(火)	桑垣内、中組、大草黒谷
19(水)		森	八鳥、中迫	19(水)	宮内市場、木原後庵
20(木)		田黒、菅、受原	簡易申告日 (年金、給与の還付など)	20(木)	向住
21(金)		川鳥、保田	平子、三坂	21(金)	日南、吉木
24(月)	帝釈未渡、帝釈始終	簡易申告日 (年金、給与の還付など)	24(月)	皆原、岡組、上組	
25(火)	帝釈山中、帝釈宇山		25(火)	大佐古、原畑、大月市場	
26(水)	久代	西城、小鳥原	26(水)	禎原、麻志、落合、真金原	
27(木)	内堀、小串		27(木)	竹地本谷、芦原	
28(金)	竹森、千鳥	栗、熊野	28(金)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	
3/3(月)	栗田(東区・南区)		3/3(月)	伊与谷、岩根、川東、藤根	
4(火)	栗田(中区・北区)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	4(火)	永石、永沢、一日市	
5(水)	小奴可(川より西)、塩原		5(水)	池津、矢淵、湯木市場	
6(木)	小奴可(持丸・板井谷・川より東) 加谷	大佐、福山	6(木)	宮沖、永田市場、大塩	
7(金)	東城		7(金)	中郷、福祉村、深屋	
10(月)	川西(宮平、比奈、上市、新丁、川西下)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	10(月)	宮下、宮下ハイツ、大久保	
11(火)	川西(陰地、上記以外)		11(火)	元恒、出雲石	
12(水)	川東(久松、下1~6)、福代	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	12(水)	石谷、下金田	
13(木)	川東(上記以外)		13(木)	金田本谷、塩谷	
14(金)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	14(金)	常定全域	
17(月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)		17(月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	